

機械等の取得価額及び連結繰越税額控除限度超過額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()	
措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分		1	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	第 ・ 号 特定生産性向上設備等	
事業種目		2						
資 産 区 分	種 類	3						
	機 械 装 置 等 の 名 称	4						
	取 得 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8						
	差 引 改 定 取 得 価 額 ((7)-(8))又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9						
各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
連結事業年度又は事業年度		前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額		当 期 控 除 可 能 額		翌 期 繰 越 額 (10)-(11)		
		10		11		12		
平 平	・ ・	①	円	円				
平 平	・ ・	②						
計				別表六の二(七)「25」				
当 期 分	生産性 以 外		別表六の二(七)「4」	別表六の二(七)「8」		外		
	生産性		別表六の二(七)「12」	別表六の二(七)「17」		外		
当 期 分 計								
合 計								
機 械 装 置 等 の 概 要								

別表六の二(七)付表 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（七） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第3項から第5項まで《中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

また、措置法第68条の11第2項に規定する特定生産性向上設備等（以下「特定生産性向上設備等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した連結事業年度（以下「供用連結事業年度」といいます。）後の連結事業年度において、当該特定生産性向上設備等について法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受けることが予定されている場合（法第42条から第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）には、供用連結事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。

3 「差引改定取得価額9」は、措置法第42条の6第1項第1号から第3号まで《中小

企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8))$ 」を適用して計算した金額を、同項第4号に掲げる減価償却資産にあつては、「 $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。

4 「翌期繰越額12」の各欄の外書には、措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（二十）「7」又は別表六の二（二十）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」、「当期分計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

5 「機械装置等の概要」には、次に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

- (1) 連結法人が措置法第68条の11第1項に規定する中小連結親法人若しくは中小連結子法人又は同条第3項に規定する特定中小連結親法人若しくは特定中小連結子法人に該当すること
- (2) 減価償却資産が特定機械装置等に該当すること（措置法第68条の11第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合に限ります。）及び特定生産性向上設備等に該当すること（同条第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合に限ります。）